

○国土交通省告示第四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和五年一月二十七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道9号改築工事（福光・浅利道路）（島根県大田市温泉津町今浦地内から同市温泉津町今浦地内まで、同市温泉津町吉浦地内から江津市後地町地内まで、同市後地町地内から同市後地町地内まで及び同市後地町地内から同市松川町上河戸地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 島根県大田市温泉津町今浦及び吉浦地内  
島根県江津市黒松町、後地町、浅利町及び松川町上河戸地内
- 2 使用の部分 島根県大田市温泉津町今浦及び吉浦地内  
島根県江津市黒松町、後地町、浅利町及び松川町上河戸地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道9号改築工事（福光・浅利道路）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、島根県大田市温泉津町福光地内の石見福光インターチェンジから江津市松川町上河戸地内の浅利インターチェンジ（仮称）までの延長6.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道9号改築工事（福光・浅利道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本体事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、また、関連事業について、起業者である国土交通大臣は、その施行に際し必要な道路管理者の同意を得ており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道9号（以下「本路線」という。）は、京都府京都市を起点とし、鳥取県鳥取市、島根県松江市、大田市、江津市、浜田市、山口県山口市等を経由して、下関市に至る延長約798kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する大田市は、水産業が盛んな地域であり、水揚げされたひらめ・かれい類は、主に本路線を利用して山陽及び九州方面に出荷されている。また、本路線が通過する大田市及び江津市は、山陰有数の瓦（石州瓦）の主要な産地であり、生産された石州瓦は、本路線を利用して山陽及び九州方面に出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が存し、正面衝突等の交通事故による通行止めや、土砂崩れ等の自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、山陰自動車道と連絡することにより、山陰地方における広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

### (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である島根県知事が、島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34

号)に基づき、平成27年8月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた限度等を満足すると評価されており、大気質については評価基準を超える値が見られるものの、散水の実施により評価基準を満足すると評価されている。騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足すると評価されている。水質については工事の実施により出現する裸地等から降雨により発生する濁水が河川に流入する可能性があるものの、濁水流出の低減措置を実施することにより河川に与える影響はできる限り回避・低減されるものと評価されていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和4年3月等に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で上記の大気質、騒音等の一部項目について照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオオワシ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ等、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているカワコザラガイ等、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等、準絶滅危惧として掲載されているスジヒラタガムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているタキミシダ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン等、準絶滅危惧として掲載されているヤマトミクリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、カワコザラガイ、ニホンウナギ、ヤマトミクリ等については、汚濁水の流出により生息又は生育環境が改変されるおそれがあることから、沈砂池等の設置を実施することとしている。サシバ等については、工事の実施により繁殖活動等への影響が生じるおそれがあることから、繁殖期を避けた施工等を実施することとしている。スジヒラタガムシ等については、道路照明に誘引されるなど間接的な影響が生じる可能性があることから、光の漏れの少ない灯具や昆虫の誘引の少ない照明を採用することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が20か所存在するが、このうち18か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る2か所についても島根県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切

な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成27年9月15日に都市計画決定された都市計画と、のり面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものであり、4車線の事業として都市計画決定された区域の範囲を基本に、走行性、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施工箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、山陰地方における広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は線形不良区間が存在するほか、交通事故や自然災害による通行止めが行われており、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、大田市長を会長とする出雲・江津間高規格道路建設促進期成同盟会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、

それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 島根県大田市役所及び江津市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地  
島根県大田市温泉津町今浦及び吉浦地内  
島根県江津市黒松町、後地町、浅利町及び松川町上河戸地内